商品概要説明書

多目的ローン（一般型Ａ）

(令和８年４月１日現在)

商品名	多目的ローン（一般型Ａ）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 200 万円以上（農業者の場合は、150 万円以上）ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、個人間売買による購入は除きます。また、以下の資金は対象外とします。 ①　ＪＡで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②　負債整理資金 ③　所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④　営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○６か月以上５年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（長期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（３月１日および９月１日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年 0.5%以上乖離した場合は１か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（長期プライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、

	毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）、年２回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い お客様から当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.95%上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 全額繰上返済の場合…①償還元金 100 万円未満 11,000 円 ②償還元金 100 万円以上 22,000 円 一部繰上返済の場合…①残高の 50%以上※上記に準じる ②残高の 50%以下無料（年１回まで） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡまたはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：０１１－２５１－７７３０）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済

	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡいわみざわ

（注）１　借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。

２　保証料は、「一括払い」、「分割払い」から選択のうえ、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。

商品概要説明書

多目的ローン（基金協会型）

(令和８年４月１日現在)

商品名	多目的ローン（基金協会型）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、個人間売買による購入は除きます。また、以下の資金は対象外とします。 ①　ＪＡで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②　負債整理資金 ③　所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④　営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○６か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（長期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（３月１日および９月１日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年 0.5%以上乖離した場合は１か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（長期プライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）、年２回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。

担保	○不要です。
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い お客様から当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.95%上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 全額繰上返済の場合…①償還元金 100 万円未満 11,000 円 ②償還元金 100 万円以上 22,000 円 一部繰上返済の場合…①残高の 50%以上※上記に準じる ②残高の 50%以下無料（年１回まで） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡまたはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：０１１－２５１－７７３０）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡいわみざわ

（注）１　借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。
　　２　保証料は、「一括払い」、「分割払い」から選択のうえ、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。